

第1章 計画策定の趣旨等

1 策定の趣旨

本市では、「共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるかごしま市の実現」を目指し、第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」を平成25年度に策定しました。同計画では、「生活の質の向上」と「社会環境の整備」の2つを基本目標とし、テレビやラジオ等のマスメディアなどを活用し、10の分野についてそれぞれ普及啓発を行うとともに、鹿児島市健康づくり推進市民会議などの関係機関・団体と連携を図り、市民健康まつりなどの各種事業に取り組んできました。

この度、同計画期間が令和5年度末で終了となったことから、最終評価で明らかになった課題や社会情勢の変化等を踏まえ、今後の市民の健康づくりを総合的に推進するために「第三次鹿児島市健康増進計画（かごしま市民すこやかプラン）」を策定するものです。

2 策定の背景

（1）国の動き

国民誰もが、より長く元気に暮らしていくための基盤として、健康の重要性はより高まっており、平時から個人の心身の健康を保つため、健康づくりの取組をさらに強化していくことが求められています。

わが国では、基本的な法制度の整備や仕組みの構築、地方公共団体、保険者、企業、教育機関、民間団体等の多様な主体による取組に加え、データヘルス※1）・ICT※2）の利活用、社会環境の整備、ナッジ※3）やインセンティブ※4）等の新しい要素を取り入れた取組等の諸活動の成果により、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）は着実に延伸してきました。

一方で、平成25年度から令和5年度までの「健康日本21（第二次）」においては、主に一次予防の発症を予防することに関連する指標が悪化している、一部の性・年齢階級について悪化している指標が存在する等の課題が指摘され、また、健康増進に関連するデータの見える化・活用や国及び地方公共団体におけるPDCAサイクル※5）の推進が不十分であること等の課題が指摘されています。

※1）データヘルス：医療保険者が、電子的に保有された健康医療情報を活用した分析を行ったうえで行う、加入者の健康状態に即した、より効果的、効率的な保健事業。

※2）ICT：Information and Communication Technologyの略、情報通信技術。

※3）ナッジ：ルールや報酬によるものではなく、人間の行動の習性に着目して、特定の行動を促すこと。

※4）インセンティブ：人の行動を変化させる要因のこと。

※5）PDCAサイクル：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（確認）→ Act（改善）の4段階を繰り返し、業務改善を行う手法。

また、少子化・高齢化による総人口・生産年齢人口※6)の減少、独居世帯の増加、女性の社会進出、労働移動の円滑化、仕事と育児・介護との両立、多様な働き方の広まり、高齢者の就労拡大等による社会の多様化、あらゆる分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）※7)の加速、次なる新興感染症※8)も見据えた新しい生活様式への対応の進展等の社会変化が予想されています。

これらを踏まえ、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開と、より実効性をもつ取組の推進を通じて、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動（健康日本21（第三次））」を推進することとしています。

（２）県のこれまでの取組

県民の健康づくりを推進する総合計画として、平成13年に「健康かごしま21」を策定しています。その後、医療制度改革関連法や自殺対策基本法等の制定を受け、平成20年に「健康かごしま21（改訂版）」を策定し、医療費適正化計画、保健医療計画等との整合性の確保を図ってきました。平成25年度には、「心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造」を目指す姿とし、令和5年度までの計画を策定しています。

（３）本市のこれまでの取組

平成14年に、市民の健康づくり計画である「かごしま市民健康55プラン」を策定しました。

その後、新たな課題や社会情勢の変化等を踏まえ、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、すべての市民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ※9)に応じた健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するために、平成25年度から令和5年度を計画期間とする市民の健康増進計画「第二次鹿児島市健康増進計画（かごしま市民すこやかプラン）」を推進してきました。

※6) 生産年齢人口：15歳から65歳未満の年齢に該当する人口。

※7) DX：デジタル技術を社会に取り込み、人々の生活をより良いものに革新すること。

※8) 新興感染症：最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。

※9) ライフステージ：人間の一生における乳幼児期、学童期、思春期、成人期、高齢期などのそれぞれの段階。

表1 国・県・鹿児島市の動向

年	国の動向	県の動向	鹿児島市の動向
平成12年	・健康日本21策定（H12～24） ・介護保険法施行		・高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H12～16）
平成13年	・健やか親子21（H13～26）	・健康かごしま21（H13～22）策定	
平成14年			・かごしま市民健康55プラン策定（H14～24）
平成15年	・健康増進法 ・次世代育成支援対策推進法	・第4次鹿児島県保健医療計画（H15～19）	・第2期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H15～19）
平成16年	・発達障害者支援法		・かごしま市すこやか子ども元気プラン（H16～23）
平成17年	・障害者自立支援法		
平成18年	・医療法改正 ・食育推進基本計画（H18～22）策定 ・がん対策基本法 ・自殺対策基本法		・第3期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H18～20）
平成19年			
平成20年	・高齢者医療確保法施行 ・特定健康診査等実施計画（H18～24） ・医療費適正化計画（H20～24）	・健康かごしま21（改訂版H20～24）策定 ・第5次鹿児島県保健医療計画（H20～24） ・鹿児島県医療費適正化計画（H20～24）	
平成21年			・かごしま市食育推進計画（H21～25） ・第4期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H21～23） ・第2期かごしま市すこやか子ども元気プラン（H22～26）
平成22年			
平成23年	・第2次食育推進基本計画（H23～27）		
平成24年			・第5期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H24～26）
平成25年	・健康日本21（第二次）（H25～R5） ・第2期医療費適正化計画（H25～29） ・特定健康診査等実施計画（H25～29） ・健やか親子21（第二次）（H27～R5） ・医療法改正	・健康かごしま21（H25～R5）策定 ・第6次鹿児島県保健医療計画（H25～29） ・第2期鹿児島県医療費適正化計画（H25～29）	・かごしま市民すこやかプラン（H25～R5）
平成26年	・KDBシステム稼働 ・医療法改正		・慢性腎臓病予防ネットワーク事業開始 ・第二次かごしま市食育推進計画（H26～30）
平成27年	・日本健康会議 「健康なまち・職場づくり宣言2020」 ・ストレスチェック義務化		・働く世代の健康づくり事業開始 ・鹿児島市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（H27～29） ・第6期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H27～29） ・鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（第一期）（H27～R1）
平成28年	・母子保健法改正 ・第3次食育推進基本計画（H28～R2）		
平成29年	・医療法改正		
平成30年	・第3期医療費適正化計画（H30～R5） ・国保都道府県単位化	・第7次鹿児島県保健医療計画（H30～R5） ・第3期鹿児島県医療費適正化計画（H30～R5）	・第2期鹿児島市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（H30～R5） ・第7期高齢者保健福祉・介護保険事業計画（H30～R2） ・受動喫煙防止対策事業開始 ・鹿児島市自殺対策計画（H30～R5）
令和1年	・脳卒中・循環器病対策基本法		・第三次かごしま市食育推進計画（R1～3）
令和2年	・改正健康増進法施行（受動喫煙対策強化） ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施		・鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（第二期）（R2～6）
令和3年	・第4次食育推進基本計画（R3～7）		・第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（R3～5）
令和4年	・こども基本法		・第四次かごしま市食育推進計画（R4～8）
令和5年	・こども家庭庁発足		
令和6年	・健康日本21（第三次）（R6～17） ・第4期医療費適正化計画（R6～11）	・健康かごしま21（R6～17） ・第8次鹿児島県保健医療計画（R6～11） ・第4期鹿児島県医療費適正化計画（R6～11）	・かごしま市民すこやかプラン（R6～17） ・第3期鹿児島市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（R6～11） ・第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（R6～8） ・第二次鹿児島市自殺対策計画（R6～R10）

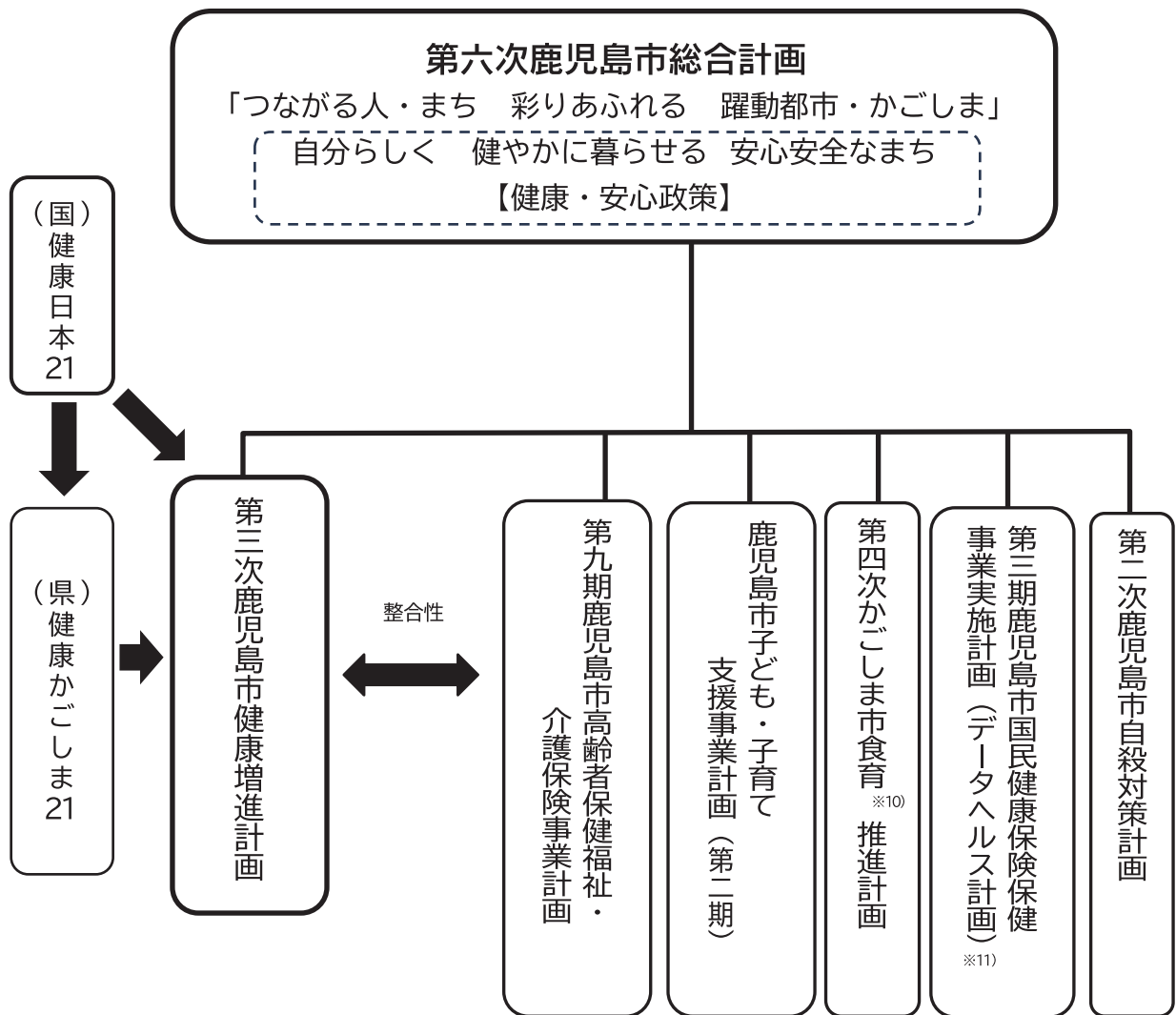
3 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、健康増進法第8条に基づく市町村健康増進計画であり、市民の健康の増進の推進に関する施策について定めるものです。

(2) 他計画との関連

本市の行財政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第六次鹿児島市総合計画」の健康分野における個別計画として位置づけるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



※10) 食育：生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

※11) 第三期鹿児島市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）：

国の成長戦略として厚生労働省が推進する健康事業。超高齢化社会を控え、国民の健康寿命の延伸、日本経済の活力向上を狙いとするもの。医療情報（レセプト）や健診結果の情報等のデータ分析に基づき、PDCAサイクルで効率的・効果的な保健事業を実施する取組で、平成27年度からすべての健康保険組合に実施が義務付けられている。

(3) SDG s との関連

2015年の国連サミットで採択された「SDG s (Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))は、「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年までの国際目標で、17の目標とより具体的な内容を示す169のターゲットが掲げられています。

本計画においても、SDG s のゴールの達成に向け、本市の健康増進を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



<本計画におけるSDG s の取組>

目標 (Goal)	目標達成に向けた取組の方向性
	2 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	4 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	5 ジェンダー※12) 平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
	8 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
	11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	12 つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する。
	17 パートナリーシップ※13) で目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップ※14) を活性化する。

※12) ジェンダー：社会的、文化的に形成される男女の差異。

※13) パートナリーシップ：友好的な協力関係。

※14) グローバル・パートナーシップ：地球規模の協力関係、世界平和、環境問題など、世界的問題の解決のため提携すること。

4 計画期間

計画の期間は、令和6年度から令和17年度までの12年間とし、計画開始後6年（令和11年）を目途に中間評価を行うとともに、計画開始後11年（令和16年）を目途に最終評価を行います。

目標の達成状況や社会情勢の変化などに応じて見直しを行い、効果的な施策を展開していきます。

H25	・・・	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
第二次鹿児島市健康推進計画 (かごしま市民すこやかプラン)				第三次鹿児島市健康増進計画（かごしま市民すこやかプラン）											
				前期計画						後期計画					
		最終評価	改定						中間評価					最終評価	改定